

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第1条 この条例は、墨田区地域防災基本条例（昭和54年墨田区条例第18号）に基づき、木造住宅に係る耐震改修等に要する経費の一部を助成し、地震による木造住宅の倒壊等の被害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>耐震改修 墨田区規則（以下「規則」という。）で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅に対し、地震に対する安全性の向上を目的として耐震改修計画に基づき、簡易改修工事又は耐震改修工事（第4条第1項の助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合に限る。）を行うこと（耐震改修計画の作成及び当該計画を作成した者による耐震改修が当該計画どおり行われたかどうかの確認を含む。）をいう。</u></p> <p>(3) <u>除却 規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅を地震に対する地域の安全性の向上を目的として除却すること（第4条第1項の助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合に限る。）をいう。</u></p> <p>(4) <u>耐震装置設置 規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的として規則で定める装置を設置すること（高齢者等が第4条第1項の助成対象建築物に居住する場合に限る。）をいう。</u></p>	<p>〔同左〕 第1条 この条例は、墨田区地域防災基本条例（昭和54年墨田区条例第18号）に基づき、木造住宅に係る耐震改修に要する経費の一部を助成し、地震による木造住宅の倒壊等の被害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>〔同左〕 第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的とした建築物の増築、改築又は修繕をいう。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

(5) 緊急対応地区 地震による木造住宅の倒壊を防止するため、緊急に木造住宅の耐震化の促進を図る必要があると区長が認めて指定した区域をいう。

(6) 高齢者等 65歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者をいう。

（助成金の交付対象）

第4条 助成金は、次に掲げる者が、昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する木造住宅その他区長が特に必要と認める木造住宅（以下「助成対象建築物」という。）の耐震改修、除却又は耐震装置設置（以下「耐震改修等」という。）を行った場合に交付する。ただし、助成対象建築物の所有者でない者が耐震改修等を行う場合にあっては、当該助成対象建築物の所有者の承諾を得るものとする。

(1)~(3) 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的として耐震改修等を行った場合は、助成金の交付対象としない。

（助成対象経費）

第5条 助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、耐震改修等に要した経費とする。

2 前項の耐震改修等に要した経費のうち、耐震改修計画の作成に要した経費は、区長が別に定めるところにより行った耐震診断の結果に基づく耐震改修計画の作成に係る経費に限る。

（助成金の額）

第6条 耐震改修等に係る助成金の額は、予

(3) 緊急対応地区 地震による木造住宅の倒壊を防止するため、緊急に木造住宅の耐震改修の促進を図る必要があると区長が認めて指定した区域をいう。

〔新設〕

〔同左〕

第4条 助成金は、次に掲げる者が、昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する木造住宅その他区長が特に必要と認める木造住宅（以下「助成対象建築物」という。）の耐震改修を行った場合に交付する。ただし、助成対象建築物の所有者でない者が耐震改修を行う場合にあっては、当該助成対象建築物の所有者の承諾を得るものとする。

(1)~(3) 〔略〕

2 前項の耐震改修は、簡易改修工事及び耐震改修工事とする。

3 第1項の規定にかかわらず、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的として木造住宅の耐震改修を行った場合は、助成金の交付対象としない。

〔同左〕

第5条 助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、耐震改修に要した経費及び当該耐震改修に係る耐震改修計画の作成に要した経費（耐震改修の確認に要した経費を含む。以下同じ。）とする。

2 前項の耐震改修計画は、区長が別に定めるところにより行った耐震診断の結果に基づき作成されたものに限る。

〔同左〕

第6条 耐震改修に係る助成金の額は、予算

算の範囲内において、次の各号のいずれかに掲げる額とし、限度額は規則で定める。

- (1) 耐震改修のうち、簡易改修工事に係る耐震改修計画を作成する場合は当該作成に係る助成対象経費の2分の1の額と、耐震改修工事に係る耐震改修計画を作成する場合は当該作成に係る助成対象経費の10分の10の額とする。
- (2) 耐震改修のうち簡易改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の3分の1の額とする。ただし、助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合は、当該経費の2分の1の額とする。
- (3) 耐震改修のうち耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、高齢者等が助成対象建築物に居住する場合の前2号の助成金の額は、それぞれ助成対象経費の3分の2の額とする。
- (5) 前3号の規定にかかわらず、規則で定める福祉住宅改修助成事業に基づく住宅改修と併せて簡易改修工事又は耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の6分の5の額とする。
- (6) 第2号から第4号までの規定にかかわらず、規則で定める指定道路の沿道の木造住宅において、指定道路への倒壊を防ぐために簡易改修工事又は耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の4分の3の額とする。ただし、高齢者等が助成対象建築物に居住する場合は、当該経費の6分の5の額とする。
- (7) 第2号から第4号までの規定にかかわらず、規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に基づく住宅改修と併せて簡

の範囲内において、次の各号のいずれかに掲げる額とし、限度額は墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

- (1) 助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合の簡易改修工事は、助成対象経費の2分の1の額とする。ただし、65歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳1級及び2級の者若しくは東京都知事が定めるところにより交付を受けた愛の手帳1度から3度までの者（以下「高齢者等」という。）が居住する場合は、当該経費の3分の2の額とする。
- (2) 助成対象建築物が緊急対応地区外に存する場合の簡易改修工事は、助成対象経費の3分の1の額とする。ただし、高齢者等が居住する場合は、当該経費の3分の2の額とする。
- (3) 耐震改修工事（緊急対応地区に限る。）は、助成対象経費の2分の1の額とする。ただし、高齢者等が居住する場合は、当該経費の3分の2の額とする。  
〔新設〕
- (4) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、規則で定める福祉住宅改修助成事業に基づく住宅改修と併せて行う簡易改修工事又は耐震改修工事は、助成対象経費の6分の5の額とする。
- (5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、規則で定める指定道路の沿道の木造住宅において、指定道路への倒壊を防ぐために行う簡易改修工事又は耐震改修工事は、助成対象経費の4分の3の額とする。ただし、高齢者等が居住する場合は、当該経費の6分の5の額とする。
- (6) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に基づく住宅改修と併せて行

<p>易改修工事又は耐震改修工事を行う場合は、<u>当該工事に係る助成対象経費の3分の2の額とする。</u></p> <p>(8) <u>除却を行う場合は、当該除却に係る助成対象経費の2分の1の額とする。</u></p> <p>(9) <u>耐震装置設置を行う場合は、当該設置に係る助成対象経費の10分の9の額とする。</u></p> <p>(助成対象確認)</p> <p>第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該耐震改修等が助成対象となるかどうかについて、区長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により、区長の確認を受けた耐震改修等の内容を変更しようとするときは、直ちに、規則で定めるところにより、<u>当該変更後の耐震改修等が引き続き助成対象となるかどうかについて、区長の変更確認を受けなければならない。</u></p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第8条 助成金の交付を受けようとする者は、<u>耐震改修等終了後に、規則で定めるところにより交付申請を行わなければならない。</u></p>	<p><u>簡易改修工事又は耐震改修工事は、助成対象経費の3分の2の額とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>2 <u>耐震改修計画の作成に係る助成金の額は、予算の範囲内において、耐震改修計画の作成に要した経費の2分の1の額とし、限度額は規則で定める。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該耐震改修が助成対象となるかどうかについて、区長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により、区長の確認を受けた耐震改修の内容を変更しようとするときは、直ちに、規則で定めるところにより、<u>区長の変更確認を受けなければならない。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第8条 助成金の交付を受けようとする者は、<u>耐震改修終了後に、規則で定めるところにより交付申請を行わなければならない。</u></p>
---	---

## 付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に助成対象確認（変更確認を含む。以下同じ。）の申請があった耐震改修等について適用し、同日前に助成対象確認の申請があった耐震改修については、なお従前の例による。